

総政企第 228 号  
平成 27 年 10 月 26 日

統計委員会委員長  
西村清彦 殿

総務大臣  
山本 早苗



諮問第 82 号  
国民生活基礎調査の変更について（諮問）

標記について、平成 27 年 9 月 25 日付け厚生労働省発統 0925 第 2 号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。